

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																																															
令和7年7月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																																																	
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について												＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期										＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）																＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合の理由 （あてはまるもの全てに○）															
都道府県 市区町村名		ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行っており、現在検討していない	エ、そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	＜小学校＞（2）（1）の力の内容						ア、令和6年度（令和7年度新入学）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学）以降	エ、未定	ア、以前	イ、8月	ウ、9月	エ、10月	イ、11月	ウ、12月	エ、1月	イ、2月	ウ、3月	エ、4月初旬（入学式前）	ア、教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ、自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ、地域の新聞に記事又は就学案内の巻頭ととも	エ、健康診断の順に案内を配布	オ、学校の入学前説明会の案内を配布	カ、市内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ、市内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク、民生委員やスクールカウンセラー等から案内を配布	ケ、小学校入学者定者がいる家庭へ案内を送付	コ、その他	＜小学校＞（6）（5）のロの内容						＜小学校＞（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期						ア、予算の確保が困難だから						イ、規則改正など内部手続に時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合は対応など事務業務量が増加するから	エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他	＜小学校＞（9）（8）の工及びオの内容					
40	40	30	1	8	0	1	0	0						30	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	8	19	0	9	9	10	12	10	0	0	0	2	11	11						0						1	3	4	1	0	2										
青森県	新郷村			○																																					○		小学校・中学校に入学前の者を対象とした給付金制度を実施している。																						

都道府県	市区町村名																										
<中学校>（１） 実施・検討状況について							<中学校>（２）（１）の力の内容	<中学校>（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イに回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）							<中学校>（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるものを全てに○）				<中学校>（６）（５）の工及びオの内容				
ア、入学前支給を行っている	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ、入学前支給を行わず、現在検討していない	エ、そもそも新入学やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ、そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ、その他	ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前		イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、予算の確保が困難だから	イ、規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ、認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから		エ、（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ、その他		
40	40	30	1	7	0	2	0	0	30	0	0	1	0	0	0	0	0	3	8	19	0	1	3	3	1	0	1
青森県	青森市	○							○											○							
青森県	弘前市	○							○											○							
青森県	八戸市	○							○										○								
青森県	黒石市	○							○										○								
青森県	五所川原市	○							○											○							
青森県	十和田市	○							○											○							
青森県	三沢市	○							○											○							
青森県	むつ市	○							○											○							
青森県	つがる市	○							○											○							
青森県	平川市	○							○											○							
青森県	平内町	○							○											○							
青森県	今別町	○							○											○							
青森県	蓬田村	○							○											○							

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																							(2) (1)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額に掛ける係数(倍率)	(3) (1)でツに○をした場合、市区町村民税課税に掛ける係数(倍率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録労働者	ク、PTA会費、学納費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学習用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がさわるため悪いと認められるもの	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動する場合は自動的に要件が変わるもの) (例：生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数を(4)に記入してください。)	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動する場合は自動的に要件が変わるもの) (例：生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数を(4)に記入してください。)	チ、特別支援教育(学級支援)の必要と認められる児童・生徒の割合が高い者	ツ、市区町村民税(所得割)又は均等割課税の最低限度額に一定の係数を掛けたもの (例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数を(4)に記入してください。)	テ、離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト、その他	係数(倍率)	係数(倍率)						
																				倍	倍						
40	40	36	36	27	31	28	36	11	9	20	22	16	16	21	16	6	2	10	0	1	11	18	0	11	1	40	
青森県	青森市	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○				○	1		事故、災害、長期入院、失職の影響による減収等		0		
青森県	弘前市	○	○	○	○	○	○							○												0	
青森県	八戸市	○	○	○	○	○	○			○						○				1						0	
青森県	黒石市	○	○	○	○	○	○					○	○	○												0	
青森県	五所川原市	○	○																							0	
青森県	十和田市	○					○							○		○				1						0	
青森県	三沢市	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			1						0	
青森県	むつ市		○																	○			保護者が失業中の世帯や怪我や病気で働けなくなった世帯(証明する書類が必要)		0		
青森県	つがる市	○					○									○				1						0	
青森県	平川市		○		○																					0	
青森県	平内町	○	○	○	○	○	○			○	○				○						○		その他教育委員会が必要と認めるもの		0		
青森県	今別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				2						0	
青森県	蓬田村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○						○		その他教育委員会において援助が必要と認められる者。		0		

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率						
(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																							(2) (1)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額に掛ける係数(倍率)		(3) (1)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)		(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民健康保険料の免除	オ、国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者の職業安定所登録労働者	ク、PTA会費、学納費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学習用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動する場合は自動的に要件が変わるもの) (例：生活保護の1.3倍、1.5倍等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ、生活保護の基準に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動する場合は自動的に要件が変わるもの) (例：生活保護の額(384万円)、1.5倍(455万円)等) (係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ、特別支援教育(学級支援)の必要と認められる保護基準額、又は同基準額を一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	ツ、市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等) (係数(倍率)を(5)に記入してください。)	テ、離職や病気等の理由によって家族が急変した者	ト、その他	係数(倍率)	係数(倍率)								
																						倍	倍						
40	40	36	36	27	31	28	36	11	9	20	22	16	16	21	16	6	2	10	0	1	11	18	0	11	1	40			
青森県	外ヶ浜町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○											0			
青森県	掛ヶ沢町	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○			○				1				0			
青森県	深浦町	○	○	○	○	○	○																			0			
青森県	西目屋村	○	○	○	○		○				○	○							○							0			
青森県	藤崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○					その他特別な事情により経済的に困窮し、就学に支障があると認められる児童の保護者等	0			
青森県	大鰐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												0			
青森県	田舎館村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○											0			
青森県	板柳町	○			○	○	○			○	○							○				1				0			
青森県	鶴田町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○							1				0			
青森県	中泊町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○						1				0			
青森県	野辺地町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○						○					教育委員会が特に必要と認める者	0			
青森県	七戸町	○	○				○											○				1				0			
青森県	六戸町	○					○											○		○		1			特别的教育的配慮が必要であると認められる者	0			

[illegible]

[illegible]

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
40	40	3
青森県	青森市	
青森県	弘前市	
青森県	八戸市	
青森県	黒石市	
青森県	五所川原市	
青森県	十和田市	
青森県	三沢市	
青森県	むつ市	
青森県	つがる市	
青森県	平川市	
青森県	平内町	
青森県	今別町	
青森県	蓬田村	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
40	40	3
青森県	外ヶ浜町	
青森県	掛っ沢町	無いです。
青森県	深浦町	
青森県	西目屋村	
青森県	藤崎町	
青森県	大鰐町	
青森県	田舎館村	
青森県	板柳町	
青森県	鶴田町	
青森県	中泊町	
青森県	野辺地町	事業実施者については、令和4年10月1日まで報告書を出しています。
青森県	七戸町	
青森県	六戸町	

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
40	40	3
青森県	横浜町	
青森県	東北町	
青森県	六ヶ所村	
青森県	おいらせ町	
青森県	大間町	
青森県	東通村	
青森県	奥間浦村	
青森県	佐井村	
青森県	三戸町	
青森県	五戸町	
青森県	田子町	ここでは、無料の公営住宅やプロパティンツ施設等の実施、また、英語検定や漢字検定等、検定料の返還制度を今後とも継続して実施いたします。
青森県	南部町	
青森県	階上町	

		6. その他
		就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
40	40	3
青森県	新郷村	